

建設工事等入札参加業者資格審査基準

(目的)

第1条 この審査基準は、入札参加者の資格等を定める公告（以下「公告」とう。）第8に定める資格審査の方法等の基準を定めるものとする。

(適格審査)

第2条 適格性に関する審査は、入札の参加資格に関する審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）について、入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）並びにその他の資料に基づき行うものとする。

2 申請者が次の各号の一に該当するときは不適格とする。

(1) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

(2) 申請書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事項を記載したとき。

3 申請者が、次の各号の一に該当する事実があったと認められるときは、不適格とすることができる。

(1) 告示第9に定める資格者名簿への搭載日前3年以内に、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当すると認められるとき。

(2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。

(施工能力審査)

第3条 施工能力に関する審査については、建設工事に関する申請者について、申請書類及びその他の関係資料等を基礎として客観的事項及び主観的事項ごとに付与点数を算出する方法により行うものとする。

(客観的事項審査)

第4条 客観的事項に対する付与点数（以下「客観点数」という。）は建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果によるものとする。

(主観的事項)

第5条 主観的事項に対する付与点数（以下「主観点数」という。）は、次の各号の点数の和とする。

(1) 成田市が発注する1件の契約金額が150万円以上の工事で、審査基準日の前2年以内に工事竣工検査が終了しているものについて、当該工事成績の平均点に1.4を乗じて得た数から82を減じた点数（小数点以下第1位を四捨五入）。ただし、工事成績が80点以上のときは30点とする。

(2) 審査基準日の前2年以内に賃金不払い（賃金の不払いをし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第23条及び24条の規定に違反するものとして、所轄労働基準監督機関から直接指摘を受けた事実をいう。以下同じ。）を生じたとき。

－10点

(3) 審査基準日の前2年以内に下請け業者が賃金不払いを生じた場合で、生じたことにつき責任があると認められるとき。 －10点（賃金不払いが解決したとき－4点）

(4) 中小企業退職金共済法第61条に定める者を使用することが予想される者が

建設業退職金共済組合と退職金共済契約を締結していないとき。 - 4点

(5) 健康保険法第13条に定める者を使用している者が健康保険法施行規則第10条の規定による被保険者資格取得届を提出していないとき。 - 10点

(6) 労働災害防止団体法第8条に規定する労働災害防止協会に加入しているとき。
+ 6点

(等級の格付)

第6条 建設工事に関する申請者については、前2条の規定により算出された客観点数と主観点数の合計点数に基づき、次表のとおり等級区分の格付を行うものとする。

種別 等級	土木工事	舗装工事	建築工事	設備・ その他工事
F	1200点以上	1200点以上	1200点以上	1000点以上
A	740点以上 1200点未満	740点以上 1200点未満	740点以上 1200点未満	740点以上 1000点未満
B	640点以上 740点未満	640点以上 740点未満	640点以上 740点未満	640点以上 740点未満
C	640点未満	640点未満	640点未満	640点未満

附 則

- 1 この審査基準は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 等級区分の格付は、第6条の規定にかかわらず、当分の間客観点数に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この審査基準は、平成7年6月1日から施行する。
- 2 等級区分の格付は、第6条の規定にかかわらず、当分の間客観点数に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この審査基準は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 等級区分の格付は、第6条の規定にかかわらず、当分の間客観点数に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この審査基準は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 等級区分の格付は、第6条の規定にかかわらず、当分の間客観点数に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この審査基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 等級区分の格付は、第6条の規定にかかわらず、当分の間客観点数に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この審査基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 等級区分の格付は、第6条の規定にかかわらず、当分の間客観点数に基づき行うものとする。